

健健発0415第1号
令和3年4月15日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公印省略)

保健所における縮小、延期等の柔軟な対応が
可能な業務リスト(令和3年度)について

保健所において縮小、延期等の柔軟な対応が可能な業務リストについては、「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について」(令和2年9月25日厚生労働省健康局健康課長、結核感染症課長、総務省自治財政局調整課長通知)の別添2「縮小・延期等の柔軟な対応が可能な業務リスト」によって通知したところですが、今般、令和3年度における業務リストを別紙の通りとりまとめましたので、貴管内保健所に対する周知について、よろしく願いいたします。

縮小、延期等の柔軟な対応が可能な業務リスト

チェック欄	縮小・延期等が考えられる業務	備考
1. 監視指導等の業務		
	病院等の開設手続き等の業務	新型コロナウイルス感染症対応（地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保を含む。）に係る病院、診療所のほか、助産所、歯科技工所、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師・柔道整復師の施術所の開設、病床設置、構造設備の変更等に必要となる許可等の手続きについては、事後に行って差し支えない。
	新型コロナウイルス感染症のPCR検査を行う衛生検査所を開設する際の登録業務	新型コロナウイルス感染症のPCR検査を行う衛生検査所を開設する際の登録手続きを大幅に簡素化している。
	薬局・医薬品販売業等の監視指導	都道府県等の判断により、規模の縮小等の調整を行うことが可能。
	食品衛生法の営業許可の継続に係る事務	都道府県等の判断により、既存の営業許可の有効期間満了に際し、引き続き営業許可を受けようとする者に対して行われている実地検査を、都道府県等が必要と判断する時期まで延期することが可能。
	食品等事業者の定期的な立入調査等の監視指導	都道府県等の判断により、規模の縮小等の調整を行うことが可能。
	食品衛生責任者実務講習会の実施	都道府県等の判断により、規模の縮小等の調整を行うことが可能。
	食品中の放射性物質の検査結果報告（基準値以下のものに限る。）	業務状況に応じ検査結果報告を延期し、延期期間の結果を後日まとめて報告することで差し支えない。

2. 対人・保健サービス	
健康的な生活習慣づくり重点化事業	年度内でなくとも、実施可能な計画を立てることが可能。
健康増進法に基づく健康増進事業のうち、健康教育、健康相談等の事業	年度内で実施時期を遅らせることが可能。
HIV 検査等・相談事業	近隣保健所との連携等の工夫により、一部縮小可能。ただし、事前予約制となっている場合、直前の急な中止は適当でない。
3. 調査・報告の業務	
人口動態調査の審査・報告事務	「天災事変その他避けることのできない事由」がある場合に人口動態調査令に基づく厚生労働大臣への報告により報告期限の延期が可能（時期については要相談）。
患者調査の審査・報告事務	令和2年調査における調査票の国への提出期限は、令和3年1月上旬までとなっているが、令和3年5月上旬までに延期。
国民生活基礎調査の審査・報告事務	令和3年調査については、新型コロナウイルス感染症に係る対策（コールセンターにおける照会対応、国への直接郵送回収の実施等）を講じ、また、調査票の提出期限は、1か月延期。
地域医療構想における具体的対応方針の再検証等	新型コロナウイルス感染症対応の状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定について検討することとしている。

4. その他	
<p>看護学生等の保健所実習の受入</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師等養成所における臨地実習の取扱い等について」（令和2年6月22日付け厚生労働省医政局看護課事務連絡）において、実習計画については「実習施設と調整し必要な予防策を講じた上で、可能な限り臨地での実習を実施すること。その際、感染を予防し、実習施設の負担を抑える観点から、実習内容を精査し、学生が臨地に滞在する時間が必要最小限となるよう計画すること。」としている。さらに保健師養成所の公衆衛生看護学実習については保健所及び市町村での実習時間や継続した指導の時間が短縮された場合の取扱いについて新型コロナウイルス感染症に関連する活動を実習時間に含めて差し支えないことを示している。</p>
<p>感染症診査協議会への意見聴取（結核患者の医療関係）</p>	<p>協議会の開催が事実上困難となる場合は、意見聴取の方法を例外的に簡略化して差し支えない。</p>